

■2009年3月13日、民主党・神栖毒ガス被害対策チーム現地視察／茨城県神栖市



民主党の『次の内閣』環境部門・環境健康被害者対策小委員会に設置された神栖毒ガス被害対策チーム（座長＝末松義規衆議院議員）は、3月13日に茨城県・神栖を視察した。

この毒ガス被害は、旧日本軍が使用していた毒ガスの一種、有機ヒ素系のジフェニルアルシン酸を含むコンクリート塊が何者かによって不法投棄されたことで地下水を汚染し、その水を井戸水として飲用していた住民に重大な健康被害をもたらしているものである。民主党では、毒ガス被害が発覚した当時も議員団を組み現地を訪れており、今回は2度目の視察となる。

今回の視察の第一の目的は、何よりも被害を受けた住民の方々に直接会って話を伺うことであった。現在、国としては「有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策」として高濃度汚染土壌の掘削、除去、処理を実施しているほか、「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業」として、健康被害者に対し医療費等を補助しているが、あくまでも「緊急措置」となっているため期限付きの対策としかなっていない。

意見交換の会場では、被害に遭われた方々と被害者を支援する弁護士から、様々なお話を聞かせていただいた。「有期限の医療費助成ではなく、将来展望が持てる、“あたりまえの生活”が出来る状態を補償してもらいたい」「自身の症状もさることながら、被害に遭った子どもにも何も

してやれないことがつらくてたまらない」「井戸水を利用した稲作が自粛となり暮らしに困る」と健康面のみでなく、精神的にも経済的にも追い込まれている状況を伺うことができた。また国や自治体に対しては、恒久的な救済措置とあわせて、汚染原因究明とその除去、また不法投棄の捜査を求める要請を受け止めた。

その後、市役所に移動し、神栖市から健康相談や地下水の飲用自粛地区での水道整備等の対応についてヒアリングを行った。神栖市としては、被害者に一番身近な自治体として、十分な対応を行おうにも財政面で苦慮している状況が述べられた。一方で、市としても国に対して被害者への恒久的な救済を要請していることが言明された。

視察終了後、同行の記者らに対し末松義規座長は、「被害者の方々の声をしっかりと受け止め、国会でも恒久的な被害者救済の確立とともに、徹底した原因究明に取り組んでいく」と述べるとともに、同様の被害の再発防止のためには、民主党が衆議院に提出している「環境健康被害者等救済基本法案」の早期成立が重要である、とした。

また、岡崎トミ子『次の内閣』ネクスト環境大臣も「被害者が“放って置かれた”と感じていること、将来不安を持って生活していることを受け止めなければならない。この問題は健康問題とともに人権問題であるとの認識を忘れてはならない」と締めくくった。

視察には末松義規座長、岡崎トミ子『次の内閣』ネクスト環境大臣のほか、ツルネン マルティ同環境副大臣、大島章宏民主党茨城県連代表、藤田幸久同茨城県連副代表、吉田泉衆議院議員、相原久美子参議院議員、石津政雄民主党茨城第2選挙区総支部長が参加した。また、郡司彰民主党茨城県連代表代行と今野東参議院議員の秘書らも同行した。